JAいぶすき

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等に伴う 物価高騰の影響によりお困りの農業者の皆様へ

災害緊急特別対策資金

災害緊急特別対策資金とは

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、 経済的打撃を受けたお困りの方に対し、今後の事業改善に必要な資金を供給するものです。

借入可能金額

5,000万円以内

(諸条件あり)



JAキャラクター オクラスター

金利

利子補給に より5年間 実質負担 (年・固定)

%*1

保証料

保証料助成に より10年間 実質負担





【お取扱期間】

物価高騰対策の場合2025年3月31日実行分まで 新型コロナウイルス対策の場合2024年9月30日実行分まで 貸付対象者 : 新型コロナウイルス感染症およびウクライナ情勢等に伴う原油価格・

物価高騰等の影響を受けた農業者および農業法人等

貸付期間 : 最長10年以内(うち据置期間最長3年以内) 担保・保証 : 農業信用基金協会保証(必要に応じて担保徴求)

詳しくはJAの担当者へお尋ねください

- ※1:借入日から最長で5年後の応当日の前日までの期間、JA鹿児島県連および農林中金から、最大1.20%の利子補給が受けられます(諸条件あり)。 金利については、金融情勢により変動いたします。
- ※2:借入された方が鹿児島県農業信用基金協会へお支払いいただいた10年間分の保証料をJAバンク鹿児島が後日助成いたします。助成対象者については 保証全期間分の保証料を一括して支払った方のみが対象となります。また、条件変更等による追加保証料は除かせていただきます(その他諸条件あり)。
- その他、審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。また、貸出期間中の条件変更や延滞等の事象により、上記利子補給および保証料助成の対象から 外れる場合がございます。

多くの皆様に幅広いサービスを ご提供しています。

ホームページは JAいぶすき公式サイ

ja-ibusuki.or.jp

● この地域の最寄り窓口および担当者です。お気軽にご連絡ください!!

中部支所(指宿・喜入地区) 担当:上川路・吉松 電話0993-25-4211 山川統括(山川・開聞地区) 担当:黒岩・岩元 電話0993-35-3412 えい中央(領娃地区) 担当:福吉・山脇 電話0993-36-1131 融資渉外(全地区) 担当:井上・原田・横山 電話0993-35-3595

JAいぶすきは 皆様の農業をサポートします!



- ◆ JAバンク利子補給により5年間無利子となります。5年後以降は1.20%の負担利率があります。
- ◆ 保証料助成制度により融資実行時に負担した保証料については助成があります。(実質負担なし)
- ◆ 運転資金としての資金使途であることから見積書や請求書等の必要書類が不要となります。

商品名	災害緊急特別対策資金
间加力	NO TO THE PARTY OF
ご利用いただける方	○次の条件に合致した、個人・法人または任意団体とします。 ・組合員であること ・農業を営むまたは農業に従事していること ・信用状況に不安がないこと ・個人にあっては、貸付時年齢が20歳以上でかつ、完済時年齢時が80歳未満であること ・鹿児島県農業信用基金協会の求償債務者及び求償債務者の連帯保証人でないこと ・以下のいずれかの影響により、経済的打撃を受けたこと ①新型コロナウイルス感染症 ②ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等
資金使途	○農業経営に必要な運転資金
借入金額	○5,000万円以内とします。
借入期間	○10年以内(うち据置期間3年以内)とします。
借入利率	○ J A 所定の利率とします。詳細については、お近くの J A の融資窓口にお問い合わせください。 ○条件により、災害緊急特別対策利子補給の対象となります。
返済方法	○返済方法は元金均等返済又は元利均等返済のいずれかとします。 ・元金均等返済:毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法。 ・元利均等返済:毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法。
担保	○鹿児島県農業信用基金協会保証を付保した場合、担保・保証の取扱いについては、鹿児島県農業信用 基金協会が定める「担保・保証人の徴求基準」に基づき対応する。
保証	○原則として、鹿児島県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○条件により、災害緊急特別対策保証料助成の対象となります。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合 5,500円以内 ②一部繰上返済の場合 2,200円 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、4,400円の条件変更手数料(消費税等含む)が必要です。
苦情処理措置および紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または 金融共済部融資課(電話:0993-35-3595)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処 する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用 することができます。詳しくは同相談所(電話番号:03-6837-1359)にお尋ねください。
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。